窓口受付システム導入及び運用保守委託事業者募集要項

１　目的

本要項は、下記窓口受付システム導入及び運用保守委託について、プロポーザル方式により、複数の業者から、仕様書に沿った企画の提案を受け、選定委員会において総合的に厳正かつ公平に審議したうえで、窓口受付システムの効率的な運営に適した委託候補者を選定することを目的としています。

２　契約期間

令和７年 11 月１日（土）から令和 12 年 11 月１日（金）まで

３　契約内容

別紙「仕様書（案)」のとおり

４　提案限度額

11,396 千円（税抜）

提案限度額を超えた見積金額の提案は、無効とする。

※　提案限度額は、令和７年 11 月１日(土)から令和 12 年 11 月１日(金)までの契約期間の額とする。

※　履行開始までにかかる準備経費は事業者の負担とする。

※　提案額には、導入経費を含むものとする。

５　参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

(1)　対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

(3)　文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。

(4)　文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第４条第１項の入札参加除外措置を受けていないこと。

６　スケジュール

	事項	日程
1	提出書類の配付	６月２日（月）から６月 13 日（金）まで
2	質問受付期間	６月２日（月）から６月 19 日（木）16 時まで （中間期限　６月 10 日（火）16 時まで）

3	プロポーザル参加希望書の提出期限	6月19日（木）16時まで
4	質問回答期限	1回目：6月13日（金）　2回目：6月23日（月）
5	提出書類受付期間	6月26日（木）から6月30日（月）のうち平日の9時から16時まで
6	審査（書面審査及びプレゼンテーション審査を同日実施）	7月上旬
7	結果通知発送（全参加事業者）	7月中旬
8	契約締結	8月下旬（予定）

7　提出書類の配布

(1)　期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月13日（金）まで

(2)　配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

「お役立ちリンク」⇒「事業者向け」⇒「事業者向けプロポーザル」⇒「窓口受付システム導入及び運用保守委託の募集について（プロポーザル選定）」

8　プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり参加希望書を提出すること。

なお、参加希望書の提出を本プロポーザルの参加要件とするため、提出がない事業者は、参加申込書及び企画提案書等の提出ができないものとする。

(1)　受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月19日（木）16時まで

(2)　提出方法

前述の区ホームページから別記様式1「プロポーザル参加希望書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールにより提出すること。なお、提出先及びメール件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

ア　提出先及びメールアドレス

文京区区民部戸籍住民課管理係　　b-kosekikanri●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用してください。

イ　メール件名

「プロポーザル参加希望書（窓口受付システム導入及び運用保守委託）○○※事業者名」

9　質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり質問票を提出すること。

なお、委託候補者の選定が終わるまでの間は、本提出方法以外の方法での質問は受け付けない。また、質問受付期間を過ぎた後は、質問を受け付けない（ただし、提出書類受付期間までは、参加申込方法に関する質問は受け付ける）。

(1)　受付期間

令和７年６月２日（月）から令和７年６月 19 日（木）16 時まで

※中間期限は６月 10 日（火）16 時とする。

(2)　提出方法

前述の区ホームページから別記様式２「プロポーザル質問票」をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールにより提出すること。なお、提出先及びメール件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

ア　提出先及びメールアドレス

文京区区民部戸籍住民課管理係　　b-kosekikanri●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用してください。

イ　メール件名

「プロポーザル質問（窓口受付システム導入及び運用保守委託）〇〇※事業者名」

(3)　回答方法

令和７年６月 10 日（火）までに受け付けた質問については、可能な限り令和７年６月 13 日（金）までに区ホームページにおいて回答する。

令和７年６月 19 日（木）16 時までに受け付けた質問及び令和７年６月 13 日（金）までに未回答となっている質問については、プロポーザル参加希望書を期日までに提出した全事業者に対して同じ内容を、令和７年６月 23 日（月）までに、電子メールにて回答する。

(4)　その他

ア　持参、口頭又はＦＡＸによる質問は、受け付けない。

イ　質問に対する回答は、本募集要項、仕様書等を補完するものとする。

10　応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を作成し、提出すること。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の記載事項の内容を理解し、承諾したものとみなす。

(1)　提出書類等

No.	提出書類	様式	部数
1	参加申込書	様式第１号	１部
2	企画提案書正本	様式第２号	１部
3	企画提案書副本	様式第３号	８部
4	１　提案のコンセプトについて	様式第４号	No.4～9
5	２　システムの機能等について	様式第５号	正本用１部

	(1) システムの仕様・機能要件 (2) システムの特長 (3) システムのカスタマイズ (4) システム導入前の説明及び操作研修内容		副本用８部
6	３ システムのサポート体制について (1) 導入及び運用保守の実施体制 (2) 安定した運用保守 (3) 障害対策とレスポンス (4) 顧客ニーズに対応した運用保守	様式第６号	
7	４ セキュリティ対策について システムのセキュリティ対策・対応	様式第７号	
8	５ 事業者の安定性について (1) 財務状況・資格情報等 (2) 事業者実績 (3) 法令遵守	様式第８号	
9	会社概要		
10	登記簿謄本、履歴事項全部証明書 （発行後３か月以内のもの）		１部
11	プライバシーマーク等資格証明書の写し （保有する場合）		１部
12	直近の１会計年度の財務諸表 （貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等）		１部
13	見積書		１部
14	辞退届（書類提出後、辞退する場合のみ提出）	様式第９号	１部

(2) 提出体裁等

別紙「企画提案書等作成要領」のとおりとすること。

提出にあたっては審査結果通知用の封筒（長形３号。宛先を記入、110 円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

(3) 提出場所及び提出方法

文京区区民部戸籍住民課（文京シビックセンター２階北側）へ持参すること。

郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

(4) 提出期間

令和７年６月 26 日（木）から令和７年６月 30 日（月）までの平日の９時から 16 時まで

(5) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに、電話にて文京区区民部戸籍

住民課管理係（03-5803-1175）まで連絡した上で、辞退届（様式第９号）を参加申込書の提出先まで郵送または持参にて令和７年７月４日(金)16時までに提出すること。

11　選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、窓口受付システム導入及び運用保守委託選定委員会によって次のとおり審査する。

(1)　書類審査

事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査を行う。

(2)　プレゼンテーション審査

企画提案書等に基づき１事業者当たり 20 分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から 30 分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。

※　プレゼンテーションで使用するパソコンについては、事業者が準備することとし、パソコン以外のプレゼンテーションに要する機器(プロジェクター、スクリーン等)は、原則、区が準備する。

※　プレゼンテーションで表示される画面に、事業者の名称その他事業者が特定される情報を表示しないこと。

※　会場での追加資料の配付は、禁止する。

(3)　委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、書類審査及びプレゼンテーション審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第１位、総合評価点の２番目に高い事業者を契約交渉順位第２位として選定する。

なお、総合評価点が区の定める基準を下回った事業者は、順位に関わらず候補者として選定しない。

(4)　結果の通知

選定結果は、全参加事業者に対し郵送で通知する。

(5)　委託候補事業者等の公表

審議の透明性を図るために、選定結果について次の事項を区ホームページで表する。なお、審査結果に係る問合せには応じない。

ア　件名

イ　業務概要

ウ　契約交渉順位第１位の候補者名及び所在地

エ　契約交渉順位第１位の候補者が提案した見積金額

オ　選定結果（応募者名は、番号等に置き換える。）

その他、必要があると区が認めた事項

12　情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成 12 年３月文京区条例第４号。以下「条例」という。）に基

づき、情報公開請求があった場合は、条例第７条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、同条第３号に規定する情報（以下「法人情報」という。）は情報公開の対象外となるため、全申込者について提出された事業計画書等に係る法人情報の特定について協力を依頼することがある。また、公開の可否は、内容により申込者に確認のうえ区が判断する。

13　無効・失格

(1)　企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。

(2)　参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。

(3)　提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。

(4)　選定された事業者が、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。

(5)　(1)及び(4)の場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

14　契約

契約に当たっては、契約交渉順位第１位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第１位の事業者との協議が不調となったと区が判断した場合は、契約交渉順位第２位の事業者を繰上げ、協議を行う。

15　その他

(1)　参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。

(2)　提出された参加申込書等は、返却しない。

(3)　提出された参加申込書等は、本プロポーザル以外に参加する事業者に無断で使用しない。

(4)　提出期限後における参加申込書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。

(5)　区が提供する資料は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても区の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(6)　本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

16　事業担当

文京区区民部戸籍住民課管理係　担当者　沼田

TEL. 03-5803-1175（直通）

メールアドレス：b-kosekikanri●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換してご使用ください。